

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成27年2月24日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-009	平成27年2月17日	京都市北区紫野北花ノ坊町96番地の一部及び96番地の3の一部並びに同区鷹峯木ノ畑町10番地, 10番地の3, 28番地の1の一部, 29番地, 30番地の一部, 31番地及び42番地

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)